

国際会計基準審議会御中

(社) 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

公開草案「リース」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、表記公開草案に対して意見書を提出する。当協会はアナリスト教育試験制度を運営する非営利法人で、約 24,000 名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む 14 名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下 IASB）や企業会計基準委員会（以下 ASBJ）の公開草案に対して意見を表明すると共に、ASBJ や金融庁と意見交換をしている。

なお、11 月 19 日に ASBJ の専門研究員を講師に招き、表記公開草案についての勉強会を開催した。勉強会には 107 名の検定会員が参加し、うち 68 名（64%）は勉強会後のアンケートに回答した。当意見書は、このアンケート調査と当研究会の委員による議論を踏まえている。なお、アンケート結果は当意見書に添付した。

全体的なコメント

公開草案のうち借手に関する提案は、リースの会計処理を改善するものとして歓迎する。使用権の移転の有無という観点で全てのリース契約から生じる資産と負債がオンバランス化され、企業活動の実態が財務報告により良く反映されることへの期待は大きく、公開草案の目指す方向性を支持したい。半面、貸手の会計処理に関しては、IASB と米国財務会計基準審議会（以下 FASB）の内部での議論がまだ不十分な上に、我々の議論でも意見の分かれた質問が多い。貸手の会計処理については、IASB によるさらなる検討と提案内容の改善を期待する。

以下、個別の質問に関して、我々の意見を述べる。

質問 1(a)

借手は使用権資産及びリース料支払債務を認識すべきであることに同意するか。

同意する。我々のアンケート Q1「全てのリース契約から生じる資産と負債がオンバランス化されるこのモデルによって、企業分析に有用な情報が得られると思いますか」という質問でも、「思う」回答者が 79%を占めた。従来は注記情報で示されたオペレーティング・リースの資産・負債が、統一された基準でオンバランスされれば、正確な財務分析が容易になると考えている。さらに、貸借対照表への計上を避けるために、本来はファイナンス・

リースである取引でオペレーティング・リースを装うことが不可能になり、企業の実態が一段と把握し易くなるであろう。

質問 1(b)

借手は使用権の償却及びリース料支払債務に対する利息を認識すべきであることに同意するか。

同意する。アンケート Q2「将来に予想される支払リース料の現在価値を、使用する権利に対する支払義務と捉えてリース支払債務を算定する方法によって、企業分析に有用な情報が得られると思いますか」という質問では、「思う」回答者が 79%を占めた。我々は、この算定方法によって、貸借対照表のリース支払債務から、実際に発生する可能性の高い金額を把握し易くなると考えている。

質問 2(a)

貸手は、(i)予想リース期間中又はその後の原資産に伴う重要なリスク又は便益に対するエクスポージャーを貸手が留保している場合には、履行義務アプローチを適用し、(ii)そうでない場合には認識中止アプローチを適用すべきであることに同意するか。

同意する。借手の処理においては、事業に使用する資産は全てバランスシートに掲載するために単一の処理が望まれる。一方、貸手については、リースの実体が短期レンタルから長期ファイナンスまで幅広く、ここに単一の処理を強制するのはあまりに乱暴である。

当研究会の上記意見は、アンケート結果には一致していない。すなわち、アンケート Q5「この基準によって、適切なアプローチが選択されて会計処理されると思いますか」という質問に対して、回答者の 69%は「類似のリース契約が異なるアプローチで会計処理される懸念」を感じている。また、履行義務アプローチと認識中止アプローチの併用に関して、「提案通りに 2つのアプローチを併用すべき」という回答者は 36%に過ぎず、最も多い 53%は「履行義務アプローチに統一すべき」と回答している。アンケートのコメントには、設例 1～設例 5 を見ても、履行義務アプローチと認識中止アプローチの選択基準が良く解らないという声があった。すなわち、アンケート回答者は現行の B22～B27 だけでは適切な選択が難しく、両アプローチの使い分けが利益操作に繋がる危険性があると懸念している。このため、より詳細なガイダンスの追加を検討していただきたい。

質問 3(a)

リースの契約日に、短期リースを有する借手は、リースごとの選択により、当初測定時及びその後において、(i)リース料支払債務を割引前のリース料の金額で測定し、(ii)使用権資産を、割引前のリース料に当初直接費用を加算した金額で測定することができる。このような借手は、リース料をリース期間にわたって純損益に認識する。

短期リースをこの方法で会計処理すべきことに同意するか。

同意する。我々は、12か月以内の短期リースも、全てのリース取引について単一の会計処理という原則の例外ではなく、オンバランスすべきと考えている。ただし、異常な高金利環境でなければ金利による短期間の影響は小さいため、割引現在価値を求める意味はないであろう。作成者の負担軽減という観点からも、割引現在価値を算出せずに債権・債務はオンバランスする短期リースの会計処理は、極めて妥当なものとして高く評価する。

質問6

サービス要素とリース要素を含むリースについて、契約においてサービス要素が区別できない場合に、(a)のFASB案、(b)(i)～(iii)のIASB案が提案されている。いずれかのアプローチに同意するか。

FASBが提案する(a)とIASBが提案する(b)(i)は、区別できない場合に借手はサービス要素をリース会計の基準で処理する点では実質的に同じであり、我々もこのアプローチに同意する。アンケートQ4「区別できない場合に、借手はサービス要素も含めてリース会計で処理することによって、企業分析に有用な情報が得られると思いますか」という質問では、「思う」回答者が56%と過半数を占めた。

理論的には、サービス要素とリース要素を区別して会計処理をする方が望ましい。しかし、実務上は両者を区別し切れないケースも少なくないと思われ、サービス要素がリース会計基準で処理されてもやむを得ないであろう。

貸手の会計処理に関しては、FASBが提案する(a)ではなく、IASBが提案する(b)のアプローチに同意する。認識中止アプローチでは、使用権の売却損益がリース取引開始時に発生するが、サービスはリース期間に亘って提供されるため、サービス要素は(iii)の様に収益認識すべきであろう。一方、履行義務アプローチでは、リース収益（履行義務の償却）がリース期間に亘って計上されるため、サービス要素を(ii)の様にリース会計基準で処理しても、サービス要素を収益認識した場合と大きな相違はないと思われる。

ただし、B7に示された基準でサービス要素を区別するのが難しいケースも多いであろう。このため、より詳細なガイダンスを追加し、サービス要素の区別が容易にならなければ、実務上は上手く機能しないことが懸念される。

質問8

借手又は貸手は、リース期間を、発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる最長の起こり得る期間として、リースの延長又は解約のオプションの影響を考慮に入れて決定すべきであることに同意するか。

この件に関して、我々の意見は割れた。この提案を「適切な考え方」と思うアンケート回答者は34%に過ぎず、25%は「発生する可能性が50%超よりも高い期間を使うべき」、

41%は「リース期間の延長／解約オプションは考慮しなくて良い」と考えている。

そもそも、起こりうる期間の発生する可能性を客観的に見積もれるのかという疑問が強く、見積もりが困難なために実務上は機能しないことを懸念する声がある。恣意的な見積りへの懸念から、「発生する可能性が50%超となる（more likely than not to occur）最長の起こりえるリース期間」よりも保守的な基準を求める声も少なくない。当委員会の議論でも「上記の懸念を避けるには、リース期間の延長／解約オプションを考慮しなくて良い」という意見がある半面、「延長／解約オプションを考慮しないと、延長期間を意図的に操作してリース資産・負債を過小計上する」ことを危惧する意見もあった。

そもそも、公開草案はリース取引の会計処理について、使用权という資産側からその資産の認識を主張しているのに対して、その測定については負債側に着目し、負債の測定値を持って使用权の測定値としているが、当研究会はここに無理があると考えている。さらに、公開草案の主張から見れば、リース期間の延長は、使用权の延長すなわち資産の概念との関係で考えるべきである。また、公開草案の様に負債側に着目して測定するとした場合には、従来の負債概念を大きく拡大することにもなるため、このように重要な変更は、概念フレームワークで資産や負債の定義を十分に検討してから提案すべきである。

質問9

リース契約で定められた変動リース料並びに期間オプションのペナルティ及び残価保証による予想支払額は、期待値技法を用いて、リースから生じる資産及び負債の測定に含めるべきであることに同意するか。

この件に関しても我々の意見は割れたが、変動リース料の予想支払額（期待値）の見積もりが実務上は非常に困難という点では意見が一致している。その上で、変動リース料部分を計上しないと、変動リース料部分の多い契約を意図的に結んで資産・負債を過小に計上することなどを懸念する委員は、この提案に同意している。半面、借手と貸手の見積もりが不統一で比較可能性が損なわれることや、負債の過大計上に繋がることを懸念する委員は、変動リース料などを資産・負債の測定に含めることに反対している。

上記の**質問8**へのコメントと同様に、ここでも資産と負債の認識・測定の一貫性の欠如が問題になっていると考える。

「IASB リース公開草案」に関するアンケート・集計結果

11月19日(金)に開催した勉強会『IASB 公開草案「リース」の概要について』の参加者107人に対して、11月24日(水)にアンケートを発送した。11月30日(火)の締切りまでに68人から回答があり、回収率は64%であった。

Q1: IASB は公開草案「リース」の中で、**借手**の会計モデルとして「使用权の移転の有無という観点から、全てのリース取引について単一の会計処理」を定めています。全てのリース契約から生じる資産と負債がオンバランス化されるこのモデルによって、企業分析に有用な情報が得られると思いますか。

(a) 思う。	52人	78.8%
(b) 思わない。	5人	7.6%
(c) どちらともいえない。	9人	13.6%
合 計	66人	100%

Q2: 借手の当初測定においては、将来に予想される支払リース料の現在価値を、使用する権利に対する支払義務と捉えて、リース支払債務が算定されます。この方法によって、企業分析に有用な情報が得られると思いますか。

(a) 思う。	51人	78.5%
(b) 思わない。	7人	10.8%
(c) どちらともいえない。	7人	10.8%
合 計	65人	100%

Q3: リース期間を延長／解約するオプションに関して、**借手**は起こりえるリース期間の発生確率を見積り、「発生する可能性が50%超となる (more likely than not to occur) 最長の起こりえるリース期間」で支払リース料の現在価値を算定することになります。このリース期間の考え方について、どう思いますか。

(a) 適切な考え方だと思う。	22人	34.4%
(b) 発生する可能性が50%超よりも高い期間を使うべきだと思う。	16人	25.0%
(c) リース期間の延長／解約オプションは考慮しなくて良いと思う。	26人	40.6%
合 計	64人	100%

Q4: リースとサービスを含む契約に関して、サービス要素を「区別できる (Distinct)」場合に、**借手**と**貸手**は共にサービス要素を「顧客との契約から生じる収益」として認識し、区別できない場合に、**借手**はサービス要素も含めてリース会計で処理することが提案されています。これによって、企業分析に有用な情報が得られると思いますか。

(a) 思う。	37人	56.1%
(b) 思わない。	5人	7.6%
(c) どちらともいえない。	24人	36.4%
合計	66人	100%

Q5: **貸手**の会計処理として、予想リース期間中または期間後に「原資産に伴う重要なリスクまたは便益を貸手が留保しているか」を基準に、「履行義務アプローチ」と「認識中止アプローチ」のどちらかの採用が求められます。この基準によって、適切なアプローチが選択されて会計処理されると思いますか。

(a) 2つのアプローチが適切に使い分けられると思う。	11人	16.4%
(b) 類似のリース契約が異なるアプローチで会計処理される懸念があると思う。	46人	68.7%
(c) どちらともいえない。	10人	14.9%
合計	67人	100%

Q6: **貸手**の会計処理として、「履行義務アプローチ」と「認識中止アプローチ」の併用は複雑なので、どちらかに統一すべきという意見があります。この意見について、どう思いますか。

(a) 提案通りに2つのアプローチを併用すべきである。	24人	36.4%
(b) 「履行義務アプローチ」に統一すべきである。	35人	53.0%
(c) 「認識中止アプローチ」に統一すべきである。	7人	10.6%
合計	66人	100%

Q7: この件に関する全般的なご意見や、上記 Q1～Q6 には含まれない追加的な意見のある方は、以下に自由に書いてください。

回答省略

注1：一部の質問にしか答えていない回答者が居るため、Q1～Q6の合計は68人を下回る。

注2：四捨五入の関係で、構成比の合計が100.1%になっているものがある。